○ 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
農村地域防災減災事業実施要領	農村地域防災減災事業実施要領
平成25年2月26日付け 24農振第2118号 最終改正 <u>令和4年3月31日付け</u> <u>3農振第2385号</u>	

第1·第2 (略)

第3 事業内容等

- 1 (略)
- 2 整備事業

用排水施設等整備(要綱別表1のⅡの(1))及び災害管理施設等整備(要綱別表1のⅡの(2))の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。

(1) ~ (14) (略)

- (15) ため池洪水調節機能強化事業 (要領別表 1 の 1 の (12) のため池洪水調節機能 強化事業をいう。以下同じ。) の運用は、要領別紙18及び要領別紙18-2 によ るものとする。
- (16) 湛水被害総合対策事業 (要領別表 1 の 1 の (13) の湛水被害総合対策事業をい う。以下同じ。) の運用は、要領別紙19によるものとする。
- 3 (略)
- 4 土地改良法第87条の4等に基づく事業

土地改良法第87条の4及び第96条の2(第96条の4において準用する第87条の4 第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき実施する事業は、2に掲 げる事業のうち地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために必要な農業用用排水 施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。

第4 事業実施主体

要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領別紙19

第1・第2 (略)

第3 事業内容等

- 1 (略)
- 2 整備事業

用排水施設等整備(要綱別表1のⅡの(1))及び災害管理施設等整備(要綱別表1のⅡの(2))の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。

(1) ~ (14) (略)

(新設)

- 3 (略)
- 4 土地改良法第87条の4等に基づく事業

土地改良法第87条の4及び第96条の2(第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき実施する事業は、要領別紙3の第2の1の(1)及び要領別紙17の第2の1の(1)の耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修及び要領別紙6の第2の1及び2に掲げるものとする。

第4 事業実施主体

要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領別紙17

改 正 後

までに定めるとおりとする。

第5 (略)

第6 事業の実施要件

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領<u>別紙19</u>までに定めるとおりとする。
- 2 (略)

第7 (略)

第8 審査の基準

要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 要領別紙2から要領別紙13-2までの事業、要領別紙14の第2の3<u>、</u>要領別紙 17の第2の1及び2<u>、要領別紙18の第2の1及び3並びに要領別紙19</u>の事業にあっては、実施計画策定等を除き事業の効果が費用を償うものであること
- (3) (4) (略)

第9~第12 (略)

第13 その他

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2 (第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。) に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。)」を準用するものとする。

 $3 \sim 9$ (略)

改 正 前

までに定めるとおりとする。

第5 (略)

第6 事業の実施要件

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙17までに定めるとおりとする。
- 2 (略)

第7 (略)

第8 審査の基準

要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 要領別紙2から要領別紙13-2までの事業、要領別紙14の第2の3<u>並びに</u>要領別 紙17の第2の1及び2の事業にあっては、実施計画策定等を除き事業の効果が費 用を償うものであること
- (3) (4) (略)

第9~第12 (略)

第13 その他

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2 (第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。) に基づき本事業を行おうとする者は、緊急耐震工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。)」を準用するものとする。

$3 \sim 9$ (略)

附則

- 1 この通知は、令和4年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正後の農村地域防災減災事業実施要領(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知)第 3 の 2 の (15) 及び (16) に掲げる事業 (同要領第 7 の 3 に該当する場合を除く。) の採択を希望する場合にあっては、農村地域防災減災事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知) 第 8 の 1 の規定にかかわらず、当該事業の令和 4 年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和 4 年 10 月末日までとする。

	<u>·</u>	· 正 後			文 正 前
(要領別	表 1)		(要領別	表 1)	
事業区分	事業種類	事業内容	事業区分	事業種類	事業内容
1. 用 排	(1)防災ダム整備事業	洪水調節用のダムの整備	1. 用 排	(1)防災ダム整備事業	洪水調節用のダムの整備
水施設等	(2)ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備等	水施設等	(2)ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備等
整備	(3)用排水施設等整備事業	災害発生のおそれのある用排水施設等の整備	整備	(3)用排水施設等整備事業	災害発生のおそれのある用排水施設等の整備
	(4)農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う 排水施設や防風施設等の整備		(4)農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う 排水施設や防風施設等の整備
	(5) 地域防災機能増進事業	地域の防災機能を増進させるために行う土地改良 施設の整備		(5) 地域防災機能増進事業	地域の防災機能を増進させるために行う土地改良 施設の整備
	(6) 農業用河川工作物等 応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整 備		(6) 農業用河川工作物等 応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整 備
	(7)特定農業用管水路等 特別対策事業	石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等		(7)特定農業用管水路等 特別対策事業	石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等
	(8)水質保全対策事業	水質保全等を目的とした農業用用排水施設等の整 備等		(8)水質保全対策事業	水質保全等を目的とした農業用用排水施設等の整 備等
	(9) 公害防除特別土地改 良事業	農用地の土壌の汚染を防止するために行うかんがい排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去するために行う排土・客土等		(9)公害防除特別土地改 良事業	農用地の土壌の汚染を防止するために行うかんが い排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去 するために行う排土・客土等
	(10)地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施 設の整備等		(10)地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施 設の整備等

	正 後				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(11)防災重点農業用た	防災重点農業用ため池の整備等			(11)防災重点農業用た	防災重点農業用ため池の整備等
め池緊急整備事業				め池緊急整備事業	
				(larger)	
	洪水調節機能の強化を目的としたため池の整備等			(新設)	
能強化事業					
(13) 湛水被害総合対策	湛水被害の防止を目的とした農業生産基盤の整備			(新設)	
<u>事業</u>	<u>等</u>				
(1)農業用施設等災害管	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の	2	2.	(1)農業用施設等災害管	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の
理対策事業	整備	55	災害	理対策事業	整備
		徨	管 理		
(2)農村防災施設整備事	災害発生の危険が高い地域における農村防災施設	加加	施 設	(2)農村防災施設整備事	災害発生の危険が高い地域における農村防災施設
業	等の整備		等 整	業	等の整備
		偱	前		
(3)農業水利施設危機管	農業水利施設における安全対策を実施			(3)農業水利施設危機管	農業水利施設における安全対策を実施
理対策事業				理対策事業	
	(11) 防災重点農業用ため池緊急整備事業 (12) ため池洪水調節機能強化事業 (13) 湛水被害総合対策事業 (1) 農業用施設等災害管理対策事業 (2) 農村防災施設整備事業 (3) 農業水利施設危機管	(11) 防災重点農業用ため池の整備等	(11) 防災重点農業用た め池緊急整備事業	(11) 防災重点農業用た め池緊急整備事業 防災重点農業用ため池の整備等 (12) ため池洪水調節機	(11) 防災重点農業用ため池の整備等 (12) ため池洪水調節機

 改 正 後	改 正 前
別記様式第1号(第7関係)	別記様式第1号(第7関係)
農村地域防災減災総合計画書	農村地域防災減災総合計画書
策定主体 計画期間 策定年月 変更年月 ※1 ※1変更があった場合に記載すること	策定主体 計画期間 策定年月 変更年月 ※1 ※1変更があった場合に記載すること

			改	正	後									改	正	前				
1. 都道	直府県の概	要								1.	鄒道府.	県の概要	要							
2. 農業	生産基盤	施設の整備	帯・管理	状況						2.	農業生	産基盤類	施設の整備	情・管理/	 伏況					
3. 近年	三発生した	災害の状況	兄							3.	近年発	生した	災害の状況	Z						
					被害	状況			_							被害	状況			
災害名	年月日		農用地	農業 用施 設	作物	人家	公共施設	道路	合計	災害	名 年	手 月日		農用地	農業 用施 設	作物	人家	公共施設	道路	合計
		被害量 (ha、 箇 所等) 被害額 (千円)											被 (ha 、) (ha 、 所 等) 被 等) (千円)							
		被害量 (ha、 箇 所等) 被害額 (千円)											被害量 (ha、 箇 所 等) 被害額 (千円)							
		被害量 (ha、 箇 所 等) 被害額 (千円)											被害量 (ha 、 箇 所 等) 被害額 (千円)							

改 正 後	改 正 前
想定される災害	想定される災害
4. 農村地域における災害対策上の課題 5. 防災・減災対策の取組状況	4. 農村地域における災害対策上の課題 5. 防災・減災対策の取組状況
6. 今後の防災・減災対策の推進方針 (1) 全体方針 農地防災 減災対策 地域防災 (2) 各種計画 土地改良長期 との関連 計画、地域防災 災計画等との 関連性 (3) 農村地域における防災減災 対策の施策	6. 今後の防災・減災対策の推進方針 (1) 全体方針 農地防災 減災対策 地域防災 (2) 各種計画 土地改良長期 との関連 計画、地域防災 災計画等との 関連性 (3) 農村地域における防災減災 対策の施策
(4)施設整備計画 整備事業名称 計画方針 整備数(箇所・	(4)施設整備計画 整備事業名称 計画方針 整備数(箇所・
延長)	延長)

改	正後			改	正前	ĵ		
(5) 安全対策				(5) 安全対策				
(6)農村防災体制計画	防災体制			(6)農村防災体制計画	防災体制			
	情報連絡体制				情報連絡体制			
	図	T	1		図		1	
(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組	(7)地域防災力強化活動計画	強化活動計画の	内容	関連事業名	地区又は組
			織名					織名
1~5 (略)				1~5 (略)				

- 6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 「施設整備計画」は、整備事業(調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備 事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用 河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事 業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事 業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備 事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、ため 池洪水調節機能強化事業、湛水被害総合対策事業)ごとに以下の内容を記載するこ と。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受 益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。
- □調査計画事業~□防災重点農業用ため池緊急整備事業 (略)
- □ため池洪水調節機能強化事業
- ・全体方針(ため池洪水調節機能を強化するための全体的な整備方針)
- □湛水被害総合対策事業
- ・全体方針(湛水被害総合対策整備の全体的な整備方針)

- 6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 「施設整備計画」は、整備事業(調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備 事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用 河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事 業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事 業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備 事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業)ごと に以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業 名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付する こと。
- □調査計画事業~□防災重点農業用ため池緊急整備事業 (略)

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
(5)~(7)(略)	(5) ~ (7) (略)

	改 正 前
別記様式第 2 号(第 7 関係) 農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 農村地域防災減災推進計画書	別記様式第2号(第7関係) 農村地域防災減災事業 農村地域防災減災推進計画書
策定主体 計画期間 策定年月 変更年月 ※1 ※1変更があった場合に記載すること	策定主体 計画期間 策定年月 変更年月 ※1 ※1変更があった場合に記載すること

	改	正 後					改	正 前		
1. 市町村の概要					1. 市	可村の概要				
2. 市町村におけ	る災害対策上の課	題			2. 市	<u></u>	る災害対策上の課	題		
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	***************************************	, _								
0 17+111 0	At a Thomas And Annual Control				0 17-	-/// \\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-	かって 如小い口			
3. 防災・減災対	東の取組状况				3. 1	び・减災対	策の取組状況			
	減災対策の推進力	針					減災対策の推進方	針		
(1)全体方針	農地防災				(1)	全体方針	農地防災			
	地域防災減災対策						地域防災減災対策			
(2)各種計画	地域防災計画				(2)	各種計画	地域防災計画			
との関連	等との関連性					との関連	等との関連性			
(3)農村地域に					(3)		おける防災減災			
対策の施策						対策の施策				
(4) 施設整備計	·画	整備計画名称	計画方針	整備数(箇所·	(4)	施設整備計	画	整備計画名称	計画方針	整備数(箇所・
				延長)						延長)
(5)安全対策				1	(5)	安全対策				

改	正 後				改	正 前	•		
(6)農村防災体制計画	防災体制				(6)農村防災体制計画	防災体制			
	情報連絡体制					情報連絡体制			
	図					図			
(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組		(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の	内容	関連事業名	地区又は組
			織名						織名
$1 \sim 3$ (略)				1	~3 (略)				
4. 「今後の防災・減災対策の推進	方針」は、以下の内容を	を記載すること	こ。但し、別記	4	. 「今後の防災・減災対策の推進	方針」は、以下の	内容	を記載すること	:。但し、別記
様式第1号に記載されているものに	については、この限りで	はない。			様式第1号に記載されているものに	こついては、この	限りで	はない。	
(1) ~ (3) (略)				((1)~(3) (略)				

(4)「施設整備計画」は、整備事業(調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備 事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用 河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事 業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事 業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備 事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、ため 池洪水調節機能強化事業、湛水被害総合対策事業)ごとに以下の内容を記載するこ と。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受 益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。

□調査計画事業~□防災重点農業用ため池緊急整備事業 (略)

- □ため池洪水調節機能強化事業
- ・全体方針(ため池洪水調節機能を強化するための全体的な整備方針)
- □湛水被害総合対策事業
- ・全体方針(湛水被害総合対策整備の全体的な整備方針)
- $(5) \sim (7)$ (略)

- (4) 「施設整備計画」は、整備事業(調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備
- 事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用 河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事 業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事 業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備 事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業)ごと に以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業 名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付する こと。
- □調査計画事業~□ため池群管理体制整備事業 (略)

(新設)

(新設)

 $(5) \sim (7)$ (略)

改 正 後	改正前
以	別記様式第3号~別記様式第8-2号 (略)
要領別紙1~要領別紙17-2 (略)	要領別紙1・要領別紙17-2 (略)
	S PANTON I S PANTON I (PE)
 要領別紙18 (ため池洪水調節機能強化事業に係る運用)	(新設)
第 <u>1</u> 趣旨	
要領別表1の事業区分1の(12)に掲げるため池洪水調節機能強化事業の運用及	
び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙18	
<u>-2の定めるところによる。</u>	
<u>第2</u> <u>事業内容</u>	
1 洪水調節機能の賦与・増進	
洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修及び附帯施設の整備	
2 低水位管理に必要な整備	
ため池の低水位管理を行うために必要なため池の改修及び洪水吐きの切り欠き 等の整備	
3 洪水調節容量の活用に必要な整備	
利水の用途を廃止するため池の洪水調節容量の活用に必要な改修及び附帯施設	
の整備	
4 実施計画策定	
<u>第3</u> <u>事業実施主体</u>	
1 第2の1及び3の事業にあっては、都道府県又は市町村	
2 第2の2及び4の事業にあっては、都道府県又は団体	
第4 実施要件	
1 次のいずれかに該当するものとする。	
(1)流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される	
「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業 実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの	
大心十尺十に不足有し、は以上される兄匹がり小术(夫他りるもり)	

改 正 後

- ア 流域治水プロジェクトの推進について (令和2年6月10日付け国水河計 第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・ 下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
- イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和2年10月 27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38 号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環 境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
- (2) 治水協定(「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年 12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結さ れる協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結され る見込みの水系で実施するもの
- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの
- 2 大規模事業

第2の1及び3の事業にあっては、次のいずれかに該当するもの

- (1) 防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの。ただし、離島にあって は、防災受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの
- (2) 防災受益面積がおおむね7へクタール以上であり、かつ、想定被害額(農業関係以外)が3億円以上のもの
- 3 小規模事業
 - (1) 第2の1及び3の事業にあっては、次に該当するもの
 - ア 防災受益面積がおおむね7~クタール以上又は想定被害額(農業関係以外)が4,000万円以上のもの
 - イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの
 - (2) 第2の2の事業にあっては、防災受益面積がおおむね7へクタール以上の もの

第5 事業の実施

- 1 本事業を実施するに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)によらない場合にあっても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定め

改 正 前

改 正 後	改 正 前
る書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出	
<u>するものとする。</u>	
要領別紙18-2 (ため池洪水調節機能強化事業に係る取扱い)	(新設)
<u>第1</u> <u>事業の実施等</u>	
要領別紙18の第2の事業を実施する場合は、要領別紙18によるほか、次に定め	
<u>る基準を満たすものとする。</u>	
第2 低水位管理に必要な整備	
事業実施後の低水位管理の方法について、ため池の維持管理を行う者(ため池の	
所有者又は管理者等)と合意されていること。	
第3 洪水調節容量の活用に必要な整備	
1 事業完了後の施設管理計画や財産移管等の取扱いについて、施設の予定管理者	
と合意されていること。	
<u>2</u> 本事業の対象は、廃止する農業用ため池のほか、従前に農業用水を貯留する施	
設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないものを含	
<u>む。</u>	
3 事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村の費用を持って充	
当するよう努めるものとする。	

改正後		 改	 正	
要領別紙19 (湛水被害総合対策事業に係る運用)	(新設)			
第 1 趣旨				
要領別表1の事業区分1の(13)に掲げる湛水被害総合対策事業の運用及び取扱				
いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによ				
<u>る。</u>				
<u>第2</u> 事業内容				
1 農業生産基盤整備事業等				
別表のとおり				
2 高付加価値農業施設移転等				
湛水被害が生じている区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の				
撤去又は移転及び附帯施設の整備				
3 実施計画策定等				
(1) 湛水被害総合対策計画策定				
湛水解析や土地利用調整に必要な調査、当該地域の総合整備構想及び期待さ				
れる効果等の検討並びに要領別紙19別記様式第1号の湛水被害総合対策計画の 策定				
(2) 実施計画策定				
事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定				
子木にかる地域や暗木目子や阿丘人の日本子木に石文本人地計画や木木				
第3 事業実施主体				
都道府県				
第4 実施要件				
1 過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域であって、次のいずれかに該当				
<u>するものとする。</u>				
(1) 流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される				
「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業				
実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの				
ア 流域治水プロジェクトの推進について(令和2年6月10日付け国水河計第16				
号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通				

改 正 後

省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水 道事業課長・流域管理官連名通知)

- イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和2年10月27日 付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下 流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課 長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
- (2) 治水協定(「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年 12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結さ れる協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結され る見込みの水系で実施するもの
- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの 2 第2の 1及び2に掲げる事業を実施する場合には、第2の3の(1)に規定する湛水被害総合対策計画が策定されていること。
- 3 第2の1の事業にあっては、受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上(中 山間地域において行うものにあっては、受益面積の合計がおおむね10ヘクタール 以上)あるもの
- 4 第2の1の事業内容は、次に掲げるいずれかのものとする。
- (1) 農業生産基盤整備事業(要領別紙19別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。)の事業種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの
- (2) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)と併せて農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)から(8)まで及び要領別紙19別表の区分の欄の2 から4までに掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- 5 第2の2の事業にあっては、第2の1の事業と併せて一体的に実施するもの

第5 事業の実施

- 1 本事業を実施するに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)によらない場合にあっても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定め る書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出

改 正 前

	改 正 後		改	正 前
<u>するものとする。</u>				
要領別紙19別表 (事業種類)	及び内容)_		(新設)	
		the Mile I of the		
区分	事業種類	事業内容		
1 農業生産基盤整備事業	(1)農業用用排水施設整 備事業	排水被害を防止するための 農業用用排水施設の新設、		
		廃止又は変更		
	(2)農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌		
		道等運搬施設の新設、廃止 又は変更		
	(3) 客土事業	農地につき行う客土(混層		
	(- /	耕を含む)又はこれと一体		
		的に実施する酸性土壌改良		
		<u>資材、リン酸資材及び有機</u> 質資材の投入等		
	(4)暗渠排水事業	農地につき行う暗渠の新設 若しくは変更又は心土破砕		
		<u>右しては変更又は心工物件</u> <u>工</u>		
	(5) 区画整理事業	農地等の区画形質の変更		

			改正	前
	(6) 除礫	<u>除礫</u>		
	(7)農用地造成	農地の造成		
	(8) 農地保全	農地の保全のため必要な事業		
2 <u>農業生産基盤整備附帯</u> 事業	(1) 土壌改良事業	土壌改良資材の投入等		
	(2) 交換分合	農地等の交換分合		
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落防災安全施 設整備事業	生産基盤整備事業に係る農 道等を補完し、主として農 業機械の運行等の農業生産 活動、農産物の運搬等に供 する農業集落道の整備 農業集落の防災安全のため の土留、防護柵、排水工、		
	(o) III ll. ## # # ##	防風林、防雪林、水路防護 施設、防火水槽等の整備		
	(3) 用地整備事業	区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備		

			改 正 前
<u>4</u> 農業経営高度化支援事 業	(4) 農作業準備休憩施設(1) 指導事業(2) 調査・調整事業	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備 土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	
要領別紙1別記様式第1号~	要領別紙16別記様式第1号	(略)	要領別紙1別記様式第1号~要領別紙16別記様式第1号 (略)
要領別紙19別記様式第1号	<u>湛水被害総合対策計画</u>		(新設)
第1地域概要農業の現状、基礎情報等について記載する。	(地形、地質、気象)、排水	<u> </u>	
第2 被害実績 過去10年間に2回以上 いて記載する。	湛水被害が発生した際の地区	内の被害状況、被害額等につ	
第3 排水施設及び農業生産 排水施設、農業生産基	<u>基盤等の現状</u> 盤及び土地利用状況について	記載する <u>。</u>	

				-	14. 7	- A	<i>(</i> /			
				Ç	<u>以</u>	E	发			
<u>第4</u>		題及び整								
	湛7	水被害に	対する地	域の課題	1. 排水機	能を総合	的に強化	けるため	らに必要と	:なる整
1	備事	業の実施	方針及び	その費用	引、期待さ	れる効果	等につい	て記載す	⁻ る。	
第5	湛ス	水被害総	合対策事	業の内容	?					
		事業概要			-					
_	地区		•		所名	〒				
	I.				事業実					
						<u> 旭土平</u>	7 Jn	F A		/+++z
1		防災受益面			総事業費		<u>負担</u>		I	備考
<u>水</u>	<u> </u>	<u>畑</u>	<u>その他</u>	<u>計</u>	<u>(千円)</u>	玉	<u>県</u>	市町村	<u>その他</u>	
1										
			被害	想定額(=	千円)				備考	
[fi ti	l-/	ette tula	農業用	公共	家屋	⇒I	<u>うち</u>			
<u>作</u> 4	<u>Ø</u>	農地	施設	施設	その他	<u>計</u>	農外分			
	り 東	整備内容								
						圣 学工#	11 北京の本	田学 巫	光元徒	供老
<u>对家</u>	施設名	<u>事業</u>	<u>当谷</u> <u></u>	業量	概算事業費	予定工期	施設管	<u> </u>	益面積	備考
	<u>計</u>									
※注)位置図及び計画平面図を添付すること。										